

「沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の骨子案

沖縄県子ども未来部子ども家庭課

1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 12 条の 4 第 2 項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとします。

2 最低基準の目的

府令のとおり、入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障することとします。

3 最低基準と一時保護施設

- ①府令のとおり、条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないこととします。
- ②府令のとおり、条例で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている施設においては、条例で定める基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないこととします。

4 一時保護施設の一般原則

- ①府令のとおり、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならないこととします。
- ②府令のとおり、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならないこととします。
- ③府令のとおり、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならないこととします。
- ④府令のとおり、法第 33 条第 1 項又は第 2 項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならないこととします。
- ⑤府令のとおり、構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及び入所している児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならないこととします。

5 非常災害対策

- ①府令のとおり、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならないこととします。
- ②府令のとおり、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月 1 回は行わなければならないこととします。

6 安全計画の策定等

- ①府令のとおり、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないこととします。
- ②府令のとおり、職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならないこととします。

7 自動車を運行する場合の所在の確認

府令のとおり、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならないこととします。

8 入所した児童を平等に取り扱う原則

府令のとおり、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならないこととします。

9 児童の権利擁護

- ①府令のとおり、施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならないこととします。
- ②府令のとおり、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第 33 条の 3 の 3 に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならないこととします。

10 児童の権利の制限

- ①府令のとおり、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならないこととします。
- ②府令のとおり、正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならないこととします。

11 児童の行動の制限

府令のとおり、施設等により児童の行動を制限してはならないこととします。

12 児童の所持品等

- ①府令のとおり、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならないこととします。
- ②府令のとおり、合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を

得た上でこれを行うよう努めなければならないこととします。

- ③府令のとおり、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管しなければならないこととします。

13 虐待等の禁止

府令のとおり、入所中の児童に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこととします。

14 業務継続計画の策定等

- ①府令のとおり、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととします。
- ②府令のとおり、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならないこととします。
- ③府令のとおり、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めることとします。

15 設備の基準

- ①府令のとおり、児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね 6 人以下であるものをいう。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けることとします。
- ②府令のとおり、児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めることとします。
- ③府令のとおり、児童 30 人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けることとします。

16 一時保護施設における職員の一般的要件

府令のとおり、入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないこととします。

17 一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等

- ①府令のとおり、職員は、法第 33 条第 1 項又は第 2 項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととします。
- ②府令のとおり、職員の資質向上のために、一時保護施設に入所している児童の権

利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならないこととします。

18 職員

府令のとおり、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。）、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士及び調理員を置かなければならないこととします。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができることとします。

19 一時保護施設の管理者等

- ①府令のとおり、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならないこととします。
- ②府令のとおり、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならないこととします。
- ③府令のとおり、指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならないこととします。
- ④府令のとおり、管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならないこととします。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでないこととします。

20 児童指導員の資格

- ①府令のとおり、児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならないこととします。
 - (1)知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設（他の都道府県の区域内に所在する養成施設にあつては、当該都道府県知事の指定するものを）を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
 - (2)社会福祉士の資格を有する者
 - (3)精神保健福祉士の資格を有する者
 - (4)学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (5)学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学

- に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6)学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (7)外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (8)学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
 - (9)教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの
 - (10)3 年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの
- ②府令のとおり、知事が行う①(1)の指定は、児童福祉法施行規則別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとするものとします。

21 心理療法担当職員の資格

府令のとおり、心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならないこととします。

22 学習指導員の資格

府令のとおり、学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならないこととします。

23 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準

- ①府令のとおり、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができることとします。
- ②府令のとおり、①の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しないこととします。

24 衛生管理等

- ①府令のとおり、入所している児童の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めなければならないこととします。
- ②府令のとおり、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を

定期的に実施するよう努めなければならないこととします。

- ③府令のとおり、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならないこととします。
- ④府令のとおり、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこととします。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならないこととします。
- ⑤府令のとおり、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないこととします。

25 食事

- ①府令のとおり、入所している児童に食事を提供するときは、施設内で調理する方法（第 24 条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならないこととします。
- ②府令のとおり、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- ③府令のとおり、食事は、②の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならないこととします。
- ④府令のとおり、調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならないこととします。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでないこととします。
- ⑤府令のとおり、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならないこととします。

26 入所した児童及び職員の健康状態の把握

- ①府令のとおり、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならないこととします。
- ②府令のとおり、①措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならないこととします。
- ③府令のとおり、施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならないこととします。

27 養護

- ①府令のとおり、施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健や

かな成長を支援することを目的として行わなければならないこととします。

- ②府令のとおり、学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならないこととします。

28 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等

- ①府令のとおり、施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならないこととします。
- ②府令のとおり、施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならないこととします。
- ③府令のとおり、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととします。
- ④府令のとおり、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならないこととします。
- ⑤府令のとおり、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならないこととします。

29 関係機関との連携

府令のとおり、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関その他関係機関等と密接に連携して児童の支援に当たらなければならないこととします。

30 一時保護施設内部の規程

府令のとおり、入所する児童の支援に関する事項その他施設の管理についての重要事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならないこととします。

31 一時保護施設に備える帳簿

府令のとおり、入所している児童の処遇の状況を明らかにした帳簿を整備しなければならないこととします。

32 秘密保持等

- ①府令のとおり、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならないこととします。
- ②府令のとおり、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないこととします。

33 苦情への対応

- ①府令のとおり、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないこととします。
- ②府令のとおり、①の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならないこととします。

34 電磁的記録

府令のとおり、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとします。

35 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

36 設備に関する経過措置

府令のとおり、この条例の施行の際現に存する一時保護施設（建築中のものを含み、この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、条例で定める基準の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第41条の規定を準用することとします。

37 指導教育担当職員に関する経過措置

府令のとおり、令和8年3月31日までの間は、条例で定める基準の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができることとします。